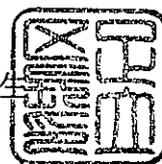


令和2年度労働報酬下限額について

足立区公契約条例（平成25年足立区条例第47号）第9条第1項の規定により、令和2年度に締結する公契約条例適用契約等における労働報酬下限額を定めたので、同条例第9条第3項の規定により告示する。

令和2年3月9日

足立区長 近藤 弥生



- 1 足立区公契約条例第9条第1項第1号に規定する契約に係る労働報酬下限額
 (1) 職種別労働報酬下限額

[単位：円（1時間当たり）]

NO.	職 種	労働報酬下限額
1	特殊作業員	2,723
2	普通作業員	2,375
3	軽作業員	1,700
4	造園工	2,385
5	法面工	3,015
6	とび工	3,038
7	石工	3,072
8	ブロック工	2,847
9	電工	2,870
10	鉄筋工	3,060
11	鉄骨工	2,858
12	塗装工	3,140
13	溶接工	3,365
14	運転手（特殊）	2,678
15	運転手（一般）	2,217
16	潜かん工	3,342
17	潜かん世話役	3,950
18	さく岩工	3,330
19	トンネル特殊工	3,275
20	トンネル作業員	2,700
21	トンネル世話役	3,635
22	橋りょう特殊工	3,342
23	橋りょう塗装工	3,465
24	橋りょう世話役	3,825
25	土木一般世話役	2,768
26	高級船員	3,275

NO.	職 種	労働報酬下限額
27	普通船員	2, 588
28	潜水士	4, 557
29	潜水連絡員	3, 140
30	潜水送気員	3, 117
31	山林砂防工	3, 027
32	軌道工	5, 018
33	型わく工	2, 892
34	大工	2, 847
35	左官	3, 072
36	配管工	2, 577
37	はつり工	2, 790
38	防水工	3, 330
39	板金工	3, 095
40	タイル工	2, 565
41	サッシ工	2, 847
42	屋根ふき工	1, 862
43	内装工	3, 072
44	ガラス工	2, 768
45	建具工	2, 727
46	ダクト工	2, 510
47	保温工	2, 543
48	建築ブロック工	2, 646
49	設備機械工	2, 588
50	交通誘導員A	1, 710
51	交通誘導員B	1, 485

※ ただし、令和元年度以前に締結した契約に係る労働報酬下限額については、締結した年度の労働報酬下限額とする。

(2) (1)のうち、労働者等の合意の下、見習い、手元等の労働者と使用者が判断する者の労働報酬下限額

[単位：円（1時間あたり）]

労働報酬下限額	1, 309
---------	--------

※ ただし、令和元年度以前に締結した契約に係る労働報酬下限額については、締結した年度の労働報酬下限額とする。

2 足立区公契約条例第9条第1項第2号に規定する契約に係る労働報酬下限額

[単位：円（1時間あたり）]

労働報酬下限額	1, 060
---------	--------

※ 令和元年度以前に締結した契約に係る労働報酬下限額についても同額とする。
ただし、平成26年度及び平成27年度に締結した契約に係る労働報酬下限額については、1, 013円とする。

3 足立区公契約条例第17条の規定により同条例の適用を受ける指定管理者との協定に係る労働報酬下限額

〔単位：円（1時間当たり）〕

NO.	職 種	労働報酬下限額
1	有資格者の保育士	1, 1 6 0
2	有資格者の保育士以外の職種	1, 0 6 0

※ 令和元年度以前に締結した指定管理者との協定に係る労働報酬下限額についても同額とする。

ただし、平成26年度及び平成27年度に締結した指定管理者との協定に係る労働報酬下限額については、1, 0 1 3円とする。